

平成 1 7 年度

区政の基本方針説明 (要旨)

平成 17 年 2 月 22 日

1 はじめに

平成17年第一回定例会の開会にあたり、議会並びに区民の皆様、区政の基本方針と施策の大綱について、所信の一端を申し上げます。

本定例会では、平成17年度一般会計予算案をはじめ、多くの議案をご審議いただきます。

何とぞ、議会並びに区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は、台風や集中豪雨、さらに新潟県中越地震の発生など、日本各地で自然災害による大きな被害がもたらされた年となりました。また、年末には、インドネシア・スマトラ島沖で巨大地震と津波が発生して多くの死傷者が出ました。あらためて被害に遭われた方々や今なお困難な生活を余儀なくされている方々に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、わが国は、今確実に少子高齢社会への道を歩んでいます。そして、まもなく「人口減少社会」をむかえようとしています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には、現在の人口約1億2,800万人は、1,000万人減少して約1億1,800万人となり、社会を支える生産年齢人口は、7,000万人を下回るものと見込まれています。

その一方で、インターネットや携帯電話に象徴されるようなデジタル社会の急速な到来は、世界の芸術・文化の基盤を支えてきた活字文化の独占的な地位を大きく変えようとしています。さらに、国際化の進展により国境を越えて多

様な文化が交流する機運も高まっています。

このように社会・文化が大きく変化する時代をむかえ、国と地方の関係も、また大きく変わろうとしています。国と地方の役割を明確にし、住民に身近な行政はできる限り身近な地方公共団体が担う「地方分権」の動きが、議論の時代から実践の時代へと移りつつあります。そしてさらに、地方分権の動きは、「中央集権から地域主権」へと新たな転換の時期をむかえようとしています。

昨年は、地方自治法の改正や景観法の成立など自治体の自立性を高め、住民自治の拡充を図ることを目的とした法整備が行われました。この法改正の趣旨を積極的に活かし、自治体の政策形成能力を高めていくことが問われる時代になってきました。その一方で、国と地方の税財政制度を見直す三位一体改革の取り組みや市町村合併の推進に対する国の動きは、自治体にとっても自己改革を迫る大きな試金石となっています。

また、本年は様々な節目の年にあたります。第二次世界大戦が終わってから60年目の年、そして新宿区が「平和都市宣言」を行ってから20年目の年でもあります。私たちの生活が多くの先人の尊い犠牲の上に成り立っていることを思い起こし、平和の大切さをあらためて認識する必要があります。

さらに、阪神淡路大震災の発生から10年が経過しました。大震災の記憶を風化させることなく、その貴重な経験を踏まえ、災害が人々の生活に与える損害・後遺症を可能な限り小さくするよう、行政、企業、住民が日常から備える「減災社会」を築いていくことが重要です。

また、この2月16日には、二酸化炭素など地球温暖化ガスの排出削減を先

進国や地域に義務付けた京都議定書を発効しました。これにより日本は温暖化ガスを2008年から2012年までに、1990年を基準に6%削減しなければなりません。区としても一段と環境問題への対応が問われます。

一方、最近の経済状況をみますと、企業収益や雇用情勢などの改善から、平成14年1月を景気の谷とする緩やかな景気回復基調が続いているものの、個人消費の鈍化などが重しとなり、今後景気回復の減速が懸念されるなど、経済の先行き不透明感は否めません。

どこに目を転じても、今私たちはまさに時代の大きなうねりのなかにいることを実感せざるを得ません。新宿区においても、自治の能力と体力がまさに問われる時代になってきています。

2 区政の基本的な方向性

このような認識のもと、私は、今区が持つべき基本的な方向性は、次の二点に集約されると考えています。第一点目は、地域の行政は、地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちで負うという行政システムを構築することであり、第二点目は、「画一と集積」の行政システムから住民や地域の視点に立った「多様と分権」の行政システムへと変革することです。そうした基本的な視点に立って、私は本年を、「新たな自治のあり方の実現にむけて挑戦する元年」としたいと思います。

この挑戦は決して生易しいものではありません。茨の道に乗り出し、試行錯誤の連続となるかもしれません。しかし、明日の新宿区の姿を考えれば、必ず

や実現しなければならない課題です。多くの区民の皆様の力を結集し、区民の皆様とともに新たな自治のあり方を築きあげていきたいと考えています。

そのような基本的視点のもと、私は、現在の基本構想・基本計画が平成19年度で策定後10年目をむかえることから、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、地方分権の推進など新たな時代を見据え、区民の積極的な参画により、基本構想の見直しを行うとともに、新基本計画を策定したいと考えています。この基本構想の見直しや新基本計画の策定にあたっては、その初期段階から多くの区民や地域団体、NPO、企業等が参画するシステムをつくってまいります。

また、区民の区政参画の場や地域の課題を解決する場などとして、平成17年度から特別出張所ごとに地区協議会を設置します。地区協議会は、これからの新宿区における住民自治の基盤になるものです。地区協議会の立ち上げの段階から区民の皆様の参加を求め、新宿らしい自治のあり方を築きあげていきたいと考えています。

3 4つの課題と主要施策の概要

さて、この度、私は新たな自治のあり方の実現に向けた第一歩として、「地方分権・住民自治」の一層の進展を図る観点から基本構想のまちづくり大綱の考え方にに基づき、区民の皆様が「新宿区に住んでよかった。これからもこのまちで心豊かに暮らしていきたい」と思えるまちづくりを計画的に推進していくため、協働と参画をキーワードに「新宿区第四次実施計画」を策定いたしました。それとともに、実施計画を着実に進めていくために「新宿区第二次行財政改革計画」を策定したところです。

「第四次実施計画」では、少子高齢社会への対応や安全安心への備え、そして都市の快適さや文化に対する人々の意識の高まりなどを受け、区政の重要課題として「新しい時代を担う子どもの育成」「高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり」「安全で快適な文化の薫るまちづくり」の3つを取り上げるとともに、それらの課題を支える基本となる考え方として「柔軟で多様な開かれた参画システムの構築」を4つ目に取り上げました。

私は、今後、この4つの課題の解決にむけて積極的に取り組んでまいりますが、ここでは、今後3年間で重点的に取り組む施策を中心に、それに関連するものも含め、主な施策の概要について申し上げます。

課題の一つ目は、『新しい時代を担う子どもの育成』です。

子どもは私たちの暮らす社会にとってかけがえのない未来の宝物です。私は、この度策定した「新宿区次世代育成支援計画」の考え方にに基づき、学校や地域で子どもたちが健やかに育つ環境や世代を超えた交流ができる環境を整えてまいります。

そのために、まず、家庭における子育てへの支援を充実してまいります。

子ども家庭支援センターの機能を強化し、産後支援や養育支援が必要な家庭を対象に育児支援家庭訪問事業を実施いたします。また、保護者等が子どもを一時的に養育することが困難になったとき、短期間預かる子どもショートステイ事業を今年度から対象を小学生まで拡大するとともに、日中一時的に子どもの保育が必要になったときの「一時保育」を地域子育て支援センター二葉で新たに実施いたします。さらに、子育てファミリー世帯が区外から区内へ転入する場合に転居一時金等を助成するほか、区内で住み替える場合に、家賃の差額を助成してまいります。

次に、保育園の入所待機児童の解消に向けましては、認可保育園における入所定員の見直しなどを進めるとともに、老朽化した区立下落合保育園の建替えなどにより、地域需要に見合った受け入れ枠の拡大と保育サービスの拡充を図ってまいります。

また、就学前の子どもの教育と保育を連携する試みを、平成17年9月から、愛日幼稚園と中町保育園で実施し、4・5歳児を対象とした合同プログラムによる活動を行うことで、就学前の子どもの教育・保育の豊かな環境づくりを目指してまいります。

次に、これからの学校教育に必要なことは、自ら学ぶ意欲の醸成と確かな学力の向上を図るとともに、豊かな心とたくましく生きる力を育むことです。私は、教育委員会とともに、学習・教育環境の一層の整備充実に努めてまいります。

まず、学習・教育環境を充実するため、「第五次学校適正配置計画」に基づき、平成17年4月1日に戸塚第一中学校と戸山中学校を統合して「西早稲田中学校」を、東戸山中学校と大久保中学校を統合して「新宿中学校」をそれぞれ新校として開校します。

また、全ての小中学校でチームティーチングや少人数学習指導を実施し、学習指導の充実を図るほか、児童や保護者へのカウンセリング、学校への支援のため、専門的立場からカウンセリングを行う心理士の派遣を全小学校に拡大してまいります。

さらに、現在、休園中の天神幼稚園を転用して、通級指導による情緒障害学級を設置するなど、特別支援教育を視野に入れた心身障害教育の充実を図ってまいります。

加えて、ヒートアイランド現象や子どもの居場所づくり事業などに対応するため、平成17年6月末までに全小学校の普通教室を空調化し、良好な教育環境の整備を図ってまいります。

また、子どもの遊び場、居場所づくりとして、中学校地区ごとに、学校施設を、放課後や土・日曜日等に子どもの居場所として開放するとともに、地域特性に合わせた児童館・学童クラブ事業を実施いたします。また、四谷地区の小学校統廃合後の四谷第四小学校の跡地につきましては、地域のひろばとして活用する方向で検討してまいります。ひろばづくりにあたっては、地区の住民や団体等で構成する協議会を設置し、参加と協働によるひろばづくりのモデル事業として検討してまいります。

課題の二つ目は、『高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり』です。

高齢者は21世紀の共生・協働の分権型社会を支える大きな存在です。元気高齢者の社会参加を促進するため、(仮称)「高齢者社会参加システム協議会」を設置し、豊かな知識と経験を持つ高齢者の社会参加のあり方を検討してまいります。

また、ウォーキングを通じて高齢者のいきがづくりと介護予防を推進するため「いきいきウォーク新宿」を実施するとともに、高齢者自身による社会貢献活動を促進するため、「シニア活動事業助成制度」を新設いたします。

次に、高齢者ができる限り要介護状態に陥らずに、自立した生活が続けられるようにするためには、介護予防を目的とした支援を行っていくことが必要です。このため、介護予防プログラムの必要な方の掘り起こしや、認知症予防、低栄養予防、転倒予防等の介護予防事業を推進いたします。また、区内11か

所の在宅介護支援センターでは、介護予防サービスを効果的に受けていただくために、介護予防プランの作成を行っており、総合的な介護予防事業の充実に努めてまいります。

さらに、介護サービス基盤の整備充実を図るため、平成17年10月の開設を目指し、旧四谷第二中学校校庭に、医療法人による介護老人保健施設の整備を進めるほか、平成19年度末までに、百人町四丁目の国有地を活用して身体障害者療護施設を併設した特別養護老人ホームを民設民営方式により、整備してまいります。

また、介護サービスが制度本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとなるように、サービス利用及び介護費用の適正化に取り組むとともに、国の介護保険制度の改革を踏まえ「第三期介護保険事業計画」を策定してまいります。

次に、ノーマライゼーションの理念のもと障害者が住みなれた地域で自立して暮らせるようにするためには、障害者福祉の基盤を一層充実していくことが必要です。そのために障害者グループホームを区内に設置する社会福祉法人に対し、施設整備費の一部を補助するほか、生活実習所で知的障害者及び小学生以上の障害児を対象にショートステイ事業を開始いたします。

また、発達に不安のある子どもを対象として総合的に施策を展開していくために、あゆみの家の幼児部門を新たに「子ども発達センター」として位置づけ、その機能を充実してまいります。

さらに、社会復帰途上にある精神障害者が地域で自立した生活ができるように支援するため、精神障害者のケアマネジメント体制を構築してまいります。

次に、ホームレス対策についてですが、ホームレス問題への対応につきまし

では、雇用、住宅、保健医療、福祉等各分野にわたる総合的な取り組みが重要です。そのため私は、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づき、「自立支援に関する基本方針」が国より示されたのを受け、平成17年度中に、この基本方針に即して「ホームレスの自立支援に関する推進計画」を策定してまいります。しかしながら、ホームレス問題は大都市特有の広域的な課題であり、区だけではなかなか解決が困難な問題でもあります。そのため、国の財源措置や施策の強化について要望するとともに、都および各区に対し共同でこの問題に取り組むよう、強く働きかけてまいります。

課題の三つ目は、『安全で快適な文化の薫るまちづくり』です。

人々が暮らす都市の基本は「暮らしやすさ」にあります。暮らしやすいまちとなるためには、まず都市の安全・安心という基本的要素が確保されていなければなりません。

そのためには、いつ発生するかわからない地震や風水害などの災害に対する備えを強化することが喫緊の課題です。私は、災害に強いまちづくりを最優先課題として位置づけ、この3年間で集中的に取り組んでまいります。

まず、災害時の第一次避難所である小・中学校の校舎や屋内運動場の耐震補強工事を進めてまいります。平成17年度は、小学校3校の耐震補強工事を実施いたしますが、耐震補強工事が未実施の小・中学校については、全て耐震補強設計を行うとともに、原則的には平成19年度までに未整備校の解消を図ってまいります。

また、避難所のトイレ機能の充実を図るため、下水道利用型災害用トイレを引き続き整備していくほか、現在、妙正寺川及び神田川沿いに設置している水位警報装置の老朽化に対応するため、水位観測局9局の施設全体を更新してま

まいります。

さらに、首都直下地震対策専門調査会がまとめた被害想定をもとに、平成17年度中に「新宿区地域防災計画」を修正し、区の震災対策に活かしてまいります。

次に、最近の青少年犯罪の低年齢化、凶悪化や外国人犯罪の増加は、地域の「安全・安心」に大きな不安を与えています。そのため私は、「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを粘り強く地域の皆様と一緒に進めていくほか、町会や商店街などが整備する防犯設備の費用を助成してまいります。

特に、歌舞伎町は、犯罪・交通・ごみ・環境等の課題が山積しています。この歌舞伎町を誰もが楽しめるまちへと再生させるために、去る1月27日、地元団体や有識者、国・都・事業者など、多くの関係者のご協力をいただき「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」を設立いたしました。今後、多くの方々や機関との連携・協力により、歌舞伎町の再生に取り組んでまいります。

次に、都市に必要な要素は快適さです。そのためには都市の骨格を形づくる豊かなみどりと水辺の整備が欠かせません。都市のみどりは、人々の心にうるおいとやすらぎをもたらすだけでなく、都市のヒートアイランド化を防ぎ、ひいては地球温暖化の防止にも大きな役割を果たします。

そのために私は、都市の骨格として、区のシンボルになるような街路樹の整備を図るため、新宿通り等の街路樹整備に向けた検討を進めていくとともに、街路樹の機能回復に向けた「街路樹管理指針」を策定してまいります。

また、区を代表する公園である新宿中央公園とおとめ山公園で区民との協働により植物の名所づくりを行うほか、「公園建設島峰基金」を活用して、中落合4丁目に（仮称）「延寿東流庭園」を整備してまいります。さらに、区民の

参加により漱石公園の改修に取り組んでまいります。

加えて、区内に残る貴重な緑を守り、育てるため「みどりの基金」を見直し、区民の皆様の積極的な取り組みや善意を活かすしくみを検討してまいります。

また、都市の快適さを確保するためには、都市の美化を推進するとともに、安全や健康にも配慮した清潔できれいなまちづくりを進めていくことが必要です。そのために、「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」の宣言を受け、新宿駅をはじめとする区内の主要な駅周辺で、「歩きタバコ」防止のキャンペーンとパトロールによる指導を行うとともに、事業所、通勤者、来街者への意識啓発を行い、歩行喫煙の禁止と喫煙被害の防止を目指してまいります。また、春と秋のゴミゼロ運動を拡充し、地域における自主的な清掃活動をさらに支援してまいります。

さらに、放置自転車や自動車の違法駐車を防止し、魅力的な道路空間を創ることで、新宿の街の美化とにぎわいを取り戻すため、道路を活用したオープンカフェの社会実験を新宿3丁目モア4番街で実施してまいります。

次に都市の魅力を高めるものは、その都市ならではの特性や歴史・文化です。特に、新宿区の場合は、多くの外国人が住み暮らしているという特性を有しています。こうした区の特性を積極的にとらえ、活かしていくためには、多文化と共生するまちづくりを進めていく必要があります。そのための核となる施設として、歌舞伎町の東京都健康プラザ「ハイジア」に多文化共生のためのセンターを設置いたします。

センターでは、外国人への情報提供や、活動グループのネットワーク化を図るとともに、センターを核に日本語学習機会の充実を図ってまいります。

また、多文化共生のまちづくりを進め、平和の意義を再認識する意味からも、

本年が、日本と韓国の友情年及び日本とEUの市民交流年にそれぞれ当たることから、それを記念した事業に取り組んでまいります。

新宿のまちには貴重な文化遺産をはじめ、伝統芸能からメディア芸術まで多様な文化が存在しています。このような新宿のまちが持つ魅力を発見し、それを高め発信していくことで、新たに文化・観光という視点から地域の活性化を図り、区民のまちへの愛着と理解を深めてまいります。そのために地域に埋もれている文化を発掘し、区民と共有できるようデータベース化を進めるとともに、文化財ガイドの養成のため文化財協力員養成講座を開始いたします。また、観光関連調査等の実施により中井・落合、神楽坂及び新宿駅周辺において、観光資源の発掘と新宿の地場産業製品のPRをすすめるとともに、初めて訪れる方も、安心して観光が楽しめるように、順次、歩行者用観光案内標識を設置してまいります。

次に、都市の魅力を高めていくためには、良好な都市景観を守り、創りあげていく努力が欠かせません。昨年、制定された景観緑三法では、今後の都市景観のあり方を地域自らが決めることができるようになりました。いかにして美しい景観を創りあげ、後世に伝えていくことができるか、私たちがどこまで自分たちの基準といえるものをつくれるか、まさに私たちの自治の能力が問われてまいります。私は、こうした観点からこの法の趣旨を踏まえ、新たな景観計画の策定に向け、今年度基礎調査を行ってまいります。

また、土地の有効高度利用が街並み景観と調和した形で図られるよう、建築物の高さを一定の範囲内に留める「絶対高さ制限」を定める高度地区を新宿駅周辺の商業地域等を除く区内の全地域に指定してまいります。指定にあたって

は、原案の説明会や、パブリック・コメント制度でいただいたご意見を踏まえ検討してまいります。

次に、このようなまちづくりを進めていくためには、地域の特性や歴史を踏まえ、区民や地域で活動する事業者等の参加と協力を得ることが必要です。そのために、地区計画の策定を想定したまちづくり活動への支援を積極的に行っていくほか、都市マスタープランの改定にあたっては、新基本計画づくりと連携し、区民の参画により作成してまいります。さらに、「歩きたくなる新宿」と題した（仮称）「新宿区まちづくりグランドデザイン」を策定し、区民の皆様に対して、今後のまちづくりの議論の素材を提供してまいります。

課題の四つ目は、『柔軟で多様な開かれた参画システムの構築』です。

地域に関わりを持つ、多様な人々に開かれた参画システムの構築を目指すとともに、地域の様々な課題を地域自らの力で解決できる「地域分権・地域自治」の仕組みを構築してまいります。

そのために、まず、各特別出張所単位に、区政への区民参画や地域課題を解決する場として地区協議会を設立します。地区協議会は、各地区において十分議論いただきながら各地区の特性を踏まえ、できるところから設立してまいります。

次に、多くの区民をはじめとする多様な主体との協働と参画による、基本構想の見直しや新基本計画の策定に取り組みます。基本構想の見直しや新基本計画の策定にあたっては、公募区民からなる（仮称）「新宿区民会議」を立ち上げ、計画づくりの初期段階から多くの区民の皆様が参画するシステムをつくる

とともに、区と早稲田大学とが平成15年3月に締結した「協働連携に関する基本協定書」の趣旨を踏まえ、早稲田大学の人的・知的支援を受けるなど多様な主体の協働と参画により計画づくりを進めてまいります。

一方、NPO等との協働の環境づくりを推進するために、協働を進める過程で生じる具体的な問題を協議する「協働支援会議」の運営や、NPOへの財政支援を行うなど、様々な主体との協働の環境づくりを進めてまいります。

さらに、地域における協働を進め、地域の連帯意識と自治意識を醸成するために、コミュニティ活動の拠点として地域センターを整備してまいります。
(仮称)落合第二地域センターは、平成17年度に建設工事に着手し、平成19年度に開設する予定で準備を進めてまいります。また、(仮称)戸塚地域センターの建設に向けて、本年度は建設準備会を設置し、検討を進めてまいります。

以上、4つの課題とその関連施策を中心に申し上げましたが、あわせて、それ以外の施策の概要について申し上げます。

まず、平和施策についてですが、平成17年度に「平和都市宣言」20周年をむかえることから、平和の大切さを今一度認識する機会として20周年記念誌を作成するとともに、平和のつどいについても多くの区民が参加できるような内容にしてまいります。

次に、男女共同参画についてですが、「新宿区男女共同参画推進条例」を区民、地域団体及び事業者に周知するため、アンケート調査を実施するとともに、

社会情勢の変化等を考慮し、「新宿区男女平等推進計画」について、計画の見直しも視野に入れて検討してまいります。

次に、商工施策についてですが、新たに「ものづくり産業支援」のための補助事業を創設し、これまで工業活性化支援事業の対象としてきた印刷、製本、染色の地場産業に加えて、新たにIT・アニメなどソフトなものづくり産業も視野に入れ、支援してまいります。また、商店街の活性化のために、「商店街ステップアップフォーラム」を開催し、他の商店街の成功事例や活動状況を紹介するとともに、区の商店街支援事業の効果的な活用方法をきめ細かく周知することにより、商店街自らが取り組む活性化事業への支援を図ってまいります。

次に、地球温暖化対策についてですが、新宿区も一事業者として、平成12年に取得したISO14001の環境方針に基づき、省エネルギー対策に努めてまいりました。今後は、昨年開設した環境学習情報センターを中心に様々な取り組みを通じて環境問題に対する区民意識の啓発に努めてまいります。特に、平成17年度から環境家計簿の普及を通じて日常生活におけるエネルギー使用量の削減に取り組むとともに、「エコ事業者連絡会」の拡大を図り、環境対策に積極的に取り組む企業との情報交換と連携を強めてまいります。

最後に、区民サービスの一層の向上のために区内7地区の図書館及び中央図書館の視聴覚室の平日開館時間を、平成17年5月から夜間1時間延長し、午後7時までとするほか、平成18年度からの実施を目指して、軽自動車税と国民健康保険料のコンビニ収納の導入準備を進めてまいります。

4 施策の推進体制

ここで、今まで述べてまいりました施策をより効果的、効率的に推進し、「第四次実施計画」のキーワードである協働と参画の考え方を支えていくための推進体制について申し上げます。

まず、区政の課題に迅速かつ的確に対応するために、区長室を新たに設置するほか、企画部を企画政策部に、区民部を地域文化部に改めます。また、文化の振興及び多文化共生の推進など新たな課題に対応するため、地域文化部に文化国際課を設置するとともに、地域からの区民主体のまちづくりの推進に向けて、地区計画課を設置するなど都市計画部の再編成を行います。今後も、施策・事業の再構築にあわせて、効果的、効率的な組織体制の整備を進めてまいります。

次に、多様な区民の声に的確に対応していくためには、行政の体質を根底から改め、柔軟で迅速に対応できる体制づくりを進めていくとともに、公共サービスのあり方についても、行政が関与するもの、区民等との協働で行うもの、民間に任せるものといった視点で、そのあり方を見直していくことが必要です。

今後、この考え方に基づき、「行政の体質改善」と「公共サービスのあり方の見直し」の2つを基本的視点として、行財政改革に取り組んでまいります。

まず、「行政の体質改善」では、迅速かつ的確に対応できる行政の意思決定システムを目指し、庁内分権の一層の推進と行政評価制度の見直しを進めるとともに、職員の意識改革と人材の育成を進めてまいります。

さらに、区の補助金のさらなる見直しをすすめ、協働の時代にあった公平で

効果的な補助金のあり方を確立するとともに、区民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営を目指し電子区役所の推進を図るほか、組織の合理化や職員定数の削減などを進めてまいります。

次に、「公共サービスのあり方の見直し」では、指定管理者制度の導入により施設運営の効率化と区民サービスの向上を目指すほか、受益者負担のあり方についても引き続き検討するとともに、区有施設のあり方については、新たな需要への対応と、施設経費の抑制を図る観点から見直しを行ってまいります。

さらに、外郭団体等のあり方についても、人事・給与制度の見直しや財務体質の健全化などを進め、各団体が社会状況に応じた役割を果たせるよう経営改善を進めてまいります。

次に、行財政の効率的運営については、ITの活用による事務処理の効率化を目指して、平成14年度から財務会計・文書管理等の総合的なシステムの導入を進めてまいりました。平成17年4月からは、本格的に財務会計システムを稼動し、より一層効率的な行政運営を行ってまいります。

5 予算の概要について

次に、今まで述べてまいりました施策を推進していくための予算の概要について申し上げます。

平成17年度予算案は、「第四次実施計画」及び「第二次行財政改革計画」を着実に推進していくため、多様な主体との協働、実績を踏まえた経費の効果的配分及び庁内分権の一層の推進を図る予算案としました。

平成17年度の政府予算案は、平成14年度以来3年ぶりに一般歳出につい

ては前年度の水準以下となりましたが、一般会計の歳出予算総額は、対前年度比0.1%増の8兆1,829億円で3年連続の増となっています。

一方、東京都の平成17年度の一般会計予算案は、「東京の新たな発展を目指しつつ、財政構造改革を一層推進する予算」と位置づけ、前年度に比べて2.6%増の5兆8,540億円となりました。

こうした国や都の予算案の動向を踏まえ、新宿区の平成17年度一般会計予算案は、「総合力の高い、成果の見える区政運営を目指す」予算と位置づけ、「第四次実施計画」の4つの課題を中心に施策の重点化を図りました。その結果、予算規模は1,067億円で、前年度に比べ35億円、3.1%の減となりましたが、減税補てん債の借換え分9億円を除いた実質の予算規模は、1,058億円となり、前年度に比べ29億円、2.8%の増となっています。

景気が緩やかな回復傾向にあることから、平成17年度予算においては、特別区民税や都区財政調整制度による特別区交付金等の増加を見込むことができましたが、景気の減速傾向が懸念されている状況のなかで、三位一体改革の影響など未知数な部分もあり、区財政を取り巻く状況を楽観視することはできません。

今後とも安定した財政運営を行うために歳入の確保を図るとともに、効果的、効率的な区政運営を目指し行財政改革に努めてまいります。

6 おわりに

急速に進行する少子高齢化や地方分権の動向など、区を取り巻く社会経済状況が大きく変化するなかで、区民生活を守り支える区の基本的な役割と、それに対する区民の期待はますます高まっています。そうした区民の声に応えるた

めにも、区は自治の能力と体力を一層高め、住民自治の新たな地平を切り拓いていく必要があります。

私は、開放的で柔軟な参画システムのもと、区民や地域団体、NPO、企業などと協働してまちづくりを進めることにより、この新宿のまちに愛着と誇りを持ち、新宿のまちの文化を育む人々が集う「新たな都市型コミュニティ」の構築に向け、果敢に挑戦してまいりたいと決意しています。

本年も、「現場・現実の重視」、「区政の透明性の向上」、「協働の推進」を区政運営の基本姿勢とし、新たな自治のあり方の実現に向け、職員と一丸となって努力してまいります。

何とぞ、議会並びに区民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

注 本文は口述筆記ではありませんので、
表現その他に若干の変更があることが
あります。

この印刷物は、庁内印刷により作成しています。

印刷物作成番号
2004 - 20 - 2101

平成17年度

区政の基本方針説明（要旨）

平成17年2月 作成

新宿区企画部企画課

地球環境保全推進のため、古紙含有率100%再生紙を使用しています。